

広島県告示第七百三十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十九年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
広島県山県郡安芸太田町大字松原、同町大字打梨、同町大字那須、同町大字梶ノ木、同町大字川手、同町大字柴木、同町大字横川、同町大字板ヶ谷、同町大字遊谷、同町大字戸河内、同町大字小坂及び同町寺領地内	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
	区域の名称	区域の名称
長原二六五 五（七五〇 九隣四）	急傾斜地の崩壊	長原二六五 五（七五〇 九隣四） 急傾斜地の崩壊
長原二四七 三（九五八）	急傾斜地の崩壊	長原二四七 三（九五八） 急傾斜地の崩壊
押ヶ峠六五 一（七四四 九）	急傾斜地の崩壊	押ヶ峠六五 一（七四四 九） 急傾斜地の崩壊
押ヶ峠（七 四四九―一）	急傾斜地の崩壊	押ヶ峠（七 四四九―一） 急傾斜地の崩壊
那須（一一 四七）	急傾斜地の崩壊	那須（一一 四七） 急傾斜地の崩壊
梶ノ木一四 四（七四八 五）	急傾斜地の崩壊	梶ノ木一四 四（七四八 五） 急傾斜地の崩壊
川手（七四 八一）	急傾斜地の崩壊	川手（七四 八一） 急傾斜地の崩壊
柴木一七二 七（六一九 九）	急傾斜地の崩壊	柴木一七二 七（六一九 九） 急傾斜地の崩壊
柴木（六一 九九―一）	急傾斜地の崩壊	柴木（六一 九九―一） 急傾斜地の崩壊
区域の表示	区域の表示	区域の表示及び法規 定する土砂災害警戒 区域等における対策 の推進に関する法律 （平成二十九年政令 第八十四号）で定め る事項
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり

川手（七四 八四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手（七四 八四）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
川手（七四 八二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手（七四 八二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
川手（七四 八二―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手（七四 八二―二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
川手（七四 八二―三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手（七四 八二―三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
川手（七四 八三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手（七四 八三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
川手（七四 八〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手（七四 八〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
川手（七四 八〇―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手（七四 八〇―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
川手一〇二 一（一一三 六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手一〇二 一（一一三 六）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
川手三四三 （七五〇七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手三四三 （七五〇七）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
梶ノ木（七 五〇八）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	梶ノ木（七 五〇八）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
梶ノ木（七 五〇八―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	梶ノ木（七 五〇八―一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
川手九〇六 （五〇八〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	川手九〇六 （五〇八〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
那須六一一 （七五一〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	那須六一一 （七五一〇）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
二軒古屋（ 五〇七九― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	二軒古屋（ 五〇七九― 一）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
二軒古屋（ 五〇七九― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	二軒古屋（ 五〇七九― 二）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
二軒古屋（ 五〇七九― 三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	二軒古屋（ 五〇七九― 三）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
板ヶ谷一三 五二（七四 七八）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	板ヶ谷一三 五二（七四 七八）	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり

○一隣 e) 松原(一三)	○一隣 d) 松原(一三)	○一隣 c) 松原(一三)	○一隣 b) 松原(一三)	○一隣 a) 松原(一三)	三〇二) 松原川(一)	隣) 太田川支川 (六九二四)	隣二) 横川川支川 (六九二二)	隣一) 横川川支川 (六九二二)	六九二〇) 板ヶ谷川(六〇四) 打梨川(五)	九二六) 野為川(六)	五六一一) 甲良谷川(五六一〇) 板ヶ谷川(五六〇九) 板ヶ谷川(六〇八) 悪谷川(五)	八九二) 正子谷川(
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	
○一隣 e) 松原(一三)	○一隣 d) 松原(一三)	○一隣 c) 松原(一三)	○一隣 b) 松原(一三)	○一隣 a) 松原(一三)	三〇二) 松原川(一)	隣) 太田川支川 (六九二四)	隣二) 横川川支川 (六九二二)	隣一) 横川川支川 (六九二二)	六九二〇) 板ヶ谷川(六〇四) 打梨川(五)			五六一〇) 板ヶ谷川(五六〇九) 板ヶ谷川(
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流			土石流	土石流			
次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり	次の図のとおり				

松原(五六 三〇隣 b)	土石流	次の図のとおり	松原(五六 三〇隣 b)	土石流	次の図のとおり
松原川(五 六三二)	土石流	次の図のとおり	松原川(五 六三二)	土石流	次の図のとおり
松原(五六 三一隣)	土石流	次の図のとおり	松原(五六 三一隣)	土石流	次の図のとおり
松原川(五 六三二)	土石流	次の図のとおり	松原川(五 六三二)	土石流	次の図のとおり
榎原谷川(八 六四)	土石流	次の図のとおり	榎原谷川(八 六四)	土石流	次の図のとおり
松原(八六 四隣 a)	土石流	次の図のとおり	松原(八六 四隣 a)	土石流	次の図のとおり
梶ノ木(一 三)	地滑り	次の図のとおり			
押ヶ埵(一 四)	地滑り	次の図のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。